

自転車指導啓発重点地区（丸亀警察署）

令和4年5月

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ◎ 並進や右側通行
- ◎ 携帯電話を使用しながらの運転
- ◎ 一時不停止

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 歩道は歩行者優先！
並進や右側通行はやめましょう。
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者を避けなければならない時は一時停止をしましょう。
また、並進走行や車道での右側通行は危険ですのやめましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になるほか、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止の「止まれ」の標識や標示があるところでは、必ず一時停止し安全を確認しましょう。

←重点地区

※特に自転車が多い路線・エリア

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車関連人身事故発生状況（R1～R3合計）

区分	丸亀警察署管内		
	JR丸亀駅から蓮池公園までの間	大手町	
自転車関連事故	321件	27件	8件

※第1及び第2が自転車を抽出

【重点地区】 丸亀駅南方地区（蓮池公園まで）

➤ 選定理由

- ・ 丸亀駅の南方には学校や官公署等が多数あり、通勤・通学等での自転車利用者が多く、並進や右側通行する自転車も多い。
- ・ エリア内 JR丸亀駅から蓮池公園（県道33号線等）及び大手町エリアにおける自転車利用が特に多い。
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R1JH973

国土地理院の電子地図を加工して作成

自転車指導啓発重点路線（丸亀警察署）

令和4年5月

この路線でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ◎ 携帯電話を使用しながらの運転
- ◎ イヤホンを装着し音楽等と聴きながらの運転

自転車関連人身事故発生状況(R1~R3合計)

区分	丸亀警察署管内	
		重点路線
自転車関連事故	321件	21件

※第1及び第2が自転車を抽出

←重点路線

丸亀大橋

原田交差点

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R1JH973

国土地理院の電子地図を加工して作成

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 「ながら運転」は危険！

携帯を操作しながら、画像を見ながら、音楽を聴きながら…。「ながら運転」は周りの危険を早期に発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

2 歩道は歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者を避けなければならない時は、一時停止をしましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の「止まれ」の標識や標示があるところでは、必ず一時停止し安全を確認しましょう。

警察では、携帯電話を使用しながら等「ながら運転」の自転車運転者に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

また、自転車用ヘルメットは交通事故に遭った際の被害軽減に大きな役割を果たすため、自転車に乗る際はヘルメットの着用を！



【重点路線】 国道11号（丸亀大橋から原田交差点）

➤ 選定理由

- ・ 国道沿いには多くの商業施設があり、郊外から来る自転車利用者が多く、携帯電話の使用やイヤホンを装着した自転車利用者も多い。
- ・ 自転車利用者の死亡事故が発生している。（R3.12）